

内閣府の事務事業の見直し(事務の廃止)について

(平成24年9月時点。単位:百万円)

	事務事業名	部局名	予算額
A. 事務事業等	○復興支援型地域社会雇用創造事業(公開プロセス対象事業)(平成24年度限り)	政策統括官 (経済財政運営担当)	3,200(平成23年度補正後予算額)
	○新しい公共支援事業(公開プロセス対象事業)(平成24年度限り)	政策統括官 (経済社会システム担当)	879(平成23年度補正後予算額)
	○パーソナル・サポート・サービスに関する事業(平成24年度限り)	政策統括官 (経済財政運営担当)・ 政策統括官 (経済社会システム担当)	20(平成23年度補正後予算額)
	○社会的包摂に関する検討に係る事業(平成24年度限り)	政策統括官 (経済社会システム担当)	10(平成23年度補正後予算額)
	○世界青年の船事業(公開プロセス対象事業)	政策統括官 (共生社会政策担当)	392(平成24年度当初予算額)
	○震災における男女共同参画の視点からの対応マニュアル作成・周知事業	男女共同参画局	10(平成24年度当初予算額)

	B. 事務事業を構成する事務の廃止(A. 事務事業等の廃止を除く)	部局名
①会議に係る事務の廃止 (12)	○全国都道府県広報広聴主管課長会議の廃止(最終開催日 平成21年6月23日) (平成22、23年度は開催見合わせ)	大臣官房 政府広報室
	○委員との打ち合わせ会合開催事務の削減(最終開催日 平成24年9月6日) (委員との打ち合わせ会合の開催回数を縮減することに伴い、相当する事務を廃止)	大臣官房統計 委員会担当室
	○健康づくりを中核に据えた地域活性化の検討の廃止(最終開催日 平成22年7月27日) (「健康づくり」を中核に据えたまちづくりを推進する地方自治体と連携して、課題対応の受け皿となる省庁連絡会(健康のための地域づくりの総合的推進に関する省庁連絡会)を開催し、各省庁横断的に対応・検討する事務を廃止する。)	地域活性化 推進室
	○医療機能の充実等による中心市街地等の活性化の検討の廃止(最終開催日 平成23年1月25日) (具体的には、まちづくりと健康医療との十分な連携を図るため、地方自治体の先駆的な取組を踏まえ、有識者・実務者会合(健康・医療のまちなかづくりに関する有識者・実務者会合)の開催を通じて検討する事務を廃止する。)	
	○各都道府県栄典担当者会議の廃止(最終開催日 平成23年1月28日) (毎年1回1月下旬に開催。各都道府県(東京事務所担当者)に対して、秋の叙勲の報告等や担当者との意見交換を行っていたもの。)	賞勲局
	○食品安全委員会事務局主催の関係省庁連絡会の廃止(消費者庁に移管)(最終開催日 平成24年1月12日)	食品安全委員会 事務局
	○集团的消費者被害救済制度専門調査会の廃止(最終開催日 平成23年8月19日) (次期通常国会への法案の提出状況等を踏まえ、今後、消費者委員会にお諮りする予定)	消費者委員会 事務局
	○改修検討委員会の下に設置している2分野の専門委員会を統合し、1専門委員会に係る事務を廃止(最終開催日 平成24年5月31日)	迎賓館
	○会議廃止により旅費等を合理化 (沖縄総合事務局・事務所等連絡会議(最終開催日 平成23年6月10日)、地域マネジメントネットワーク会議(最終開催日 平成23年10月27日)、沖縄地域産業活性化対策局長会議(最終開催日 平成19年9月28日)、本部港観光振興協議会(最終開催日 平成22年4月13日))	沖縄総合 事務局

②調査・分析に係る事務の廃止 (6)	○諸外国における司法府・立法府の行政文書の管理の在り方の調査	大臣官房公文書 管理課
	○「地域経済動向」の参考資料として作成していた「地域別景況インデックス」の廃止	政策統括官 (経済財政分析担当)
	○EDRC(OECD経済発展審査委員会)に係る対処方針作成業務の省略化(対処方針を作成する国を「審査国及びアメリカ、EU、アジア各々1か国・地域」に絞ることをOECD代表部等と調整中)	
	○「防災見える化推進経費」事業を廃止 (産学官により構成された防災WGを通じた災害リスク情報等の所在を明らかにする仕組み及びデータ仕様の明確化・共通化の検討並びに災害時のロジスティクス情報の把握する仕組みの検討を行うもの。)	政策統括官 (防災担当)
	○「職員の声」の受付に係る事務のうち、現地視察事務(「職員の声」に寄せられた投稿内容について必要に応じて現地視察を実施するもの)の廃止 (地方支分部局等の「職員の声」の場合でも、電話やメールでの聞き取り等により投稿内容を把握することが可能との判断から、現地視察事務は廃止する。それに伴い、「職員からの意見聴取事業経費」のうち「意見・提案内容把握調査経費」については、来年度は計上しないこととする。)	行政刷新会議 事務局
○「公益社団法人等への寄附金の受け入れ状況に係るアンケート」の実施見送り (平成23年に実施した標記アンケートについては、アンケートに代えて法人の定期提出書類等の情報を最大限活用することにより必要な情報を収集することとし、平成24年は実施しないこととした。25年度以降は、24年度の実施見送りの成果を踏まえて再検討を行う。)	公益認定等委員会 事務局・公益法人 行政担当室	

③HP等の情報システムに係る事務の廃止 (2)	○政府研究開発データベースの廃止	政策統括官 (科学技術政策・イノベーション担当)
	○「防災広報経費」事業のうち「防災情報ホームページのデータサーバー移行に係る経費」に係る事務を廃止 (内閣府防災情報ホームページのデータサーバーについて、おおむね5年に1度新たなサーバー契約を行い、データの移行作業、動作確認等を行うもの。)	政策統括官 (防災担当)
④印刷物の合理化(廃止・統合) (5)	○法改正に伴う国民向けの周知・啓発用パンフレットの紙媒体による印刷・配布を廃止(HP上に掲載)	政策統括官 (沖縄政策担当)・ 沖縄振興局
	○子ども・子育て白書と子ども・若者白書の合冊の検討を行っている	政策統括官(共生社会政策担当)
	○会議資料の紙媒体での事前配布の原則廃止 (資料の紙ベースでの送付を原則廃止し、電子媒体での送付のみで対応する。)	地域主権戦略室
	○「答申選(各年度)」の印刷・配布方法の見直し (印刷・配布につき追補分のみ作業を行うこととし、既年度分については行わないこととした。)	情報公開・個人情報保護審査会事務局
	○国際平和協力業務活動報告書作成の廃止	国際平和協力本部事務局

⑤その他 (10)	○遺棄化学兵器廃棄処理調査研究用資機材等保管委託業務の廃止 (発掘・廃棄方法(技術)が確立されてきたことにより今後使用する可能性の低下した調査研究用資機材等の保管業務を廃止する。)	大臣官房遺棄 化学兵器処理 担当室
	○監理委員会での実施要項及び事業評価の審議などの手続において、監理委員会の関与を減らし、実施府省等の負担を軽減する新たなプロセスを導入することにより、それに係る事務の効率化を図る。	官民競争入札等 監理委員会 事務局
	○緊急時意見交換会に係る事務(リスクコミュニケーション開催に係る事務)の廃止(消費者庁に移管)	食品安全委員会 事務局
	○都道府県等からの問い合わせへの対応の情報システム活用による効率化 (共通システムによる問合せ受付及び回答を原則化)	公益認定等委員会 事務局・公益法人行政 担当室
	○内閣府所管公益法人への連絡方法等の見直し・効率化 (従来は各担当者から個別に行っていた法人への連絡を、案件によって総括より一括連絡することとしたことにより、局内業務の効率化を図った。)	
	○発展途上国の中堅幹部を対象に国際協力機構と共同で実施する「経済政策」の研修事業を廃止。 (マクロ経済政策、産業政策、開発理論などの理解を深めるとともに、わが国の経済発展や産業政策、また近年の構造改革などの実態を学ぶことによって、参加各国の経済開発や産業振興に資することを目的としたもの。)	経済社会 総合研究所
	○常勤特別職の委員長が使用するハイヤーの廃止	再就職等監視 委員会事務局
	○北方領土問題について、複数の媒体を活用した啓発事業(メディアミックスによる集中啓発)の政府広報への移管	北方対策本部
	○日本・カナダ女性研究者交流事業の廃止	日本学術会議事務局
○公用車(1台)、業務用車(4台)の減 (運転業務委託含む)	沖縄総合 事務局	

(注)「①会議に係る事務の廃止」は、政策に関する会議の廃止と重複するものを除いている。

平成24年度行政事業レビュー等を踏まえた事務の廃止について(平成24年5月11日)

大臣官房総務課
大臣官房企画調整課
大臣官房政策評価広報課

内閣府においては、これまでも不断に事務事業の見直しを進めてきたところであるが、重点的かつ効率的に政策課題に取り組めるよう、平成24年度行政事業レビュー等を踏まえて事務事業の内容を精査し、原則として、各部局(行政文書取扱規定に掲げる部局をいう。ただし、大臣官房5課を除く。)において一つ以上の事務(注)を廃止する。

(注)「事務事業」とは、行政事業レビューシートの対象事業単位のことであり、「事務」とは、「事務事業」を構成している単位のことである。ここでは一つの事業を構成している複数の事務のうち一つ以上を廃止する、という趣旨である。

内閣府の政策に関する会議の見直しについて

「内閣官房及び内閣府の本来の機能を向上させるための事務分担の見直しの基本方針」（平成 24 年 11 月 2 日閣議決定）に基づき、内閣府の政策に関する会議の見直しを実施。

① 移管

- 2 の会議を移管 ※閣議決定等に基づくもの
 - ・ 省エネルギー・省資源対策推進会議〔経済産業省に事務を移管〕
 - ・ 銃器対策推進会議〔警察庁に事務を移管〕

② 廃止

- 8 の会議を廃止
 - ・ アフガニスタンの女性支援に関する懇談会
 - ・ 対日投資有識者会議
 - ・ 少子化社会対策推進点検・評価検討会議
 - ・ ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム
 - ・ 資産の有効活用等に関する検討会
 - ・ 高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会
 - ・ 官民が協働して自殺対策を一層推進するための特命チーム
 - ・ 災害時多目的船に関する検討会

以上

(参考)

内閣官房及び内閣府の本来の機能を向上させるための事務分担の見直しの
基本方針

平成 24 年 11 月 2 日
閣 議 決 定

内閣官房及び内閣府は、内閣及び内閣総理大臣を補佐・支援するため、内閣の重要政策に関する企画立案・総合調整機能を担っている。内閣がその時々々の国政の重要課題に戦略的・機動的に取り組むためには、中央省庁等改革の考え方に立ち返り、内閣官房及び内閣府は、その担うべき機能にふさわしい事務を重点的に担うこととし、それ以外の事務については、その事務内容に最も関連の深い省庁等に移管するなど整理・合理化を進めていくことが必要である。

このような認識の下、今般、内閣官房及び内閣府の本来の機能を向上させる観点から、以下のとおり、事務分担の見直しについて必要な措置を講じる。

- 1 中央省庁等改革の考え方を踏まえ、内閣官房及び内閣府の事務の見直しを進める。
 - ① 所期の目的を達成したもの等については、廃止する。
 - ② 時間が経過するなどし、関係省庁間での調整に委ねられるものは、最も関連の深い省庁等に移管し、政策調整機能を活用して、調整を進める。
 - ③ 内閣官房と内閣府の間の事務分担については、内閣の機能強化を図るため、一体としての機能発揮に十分留意しつつ、②の進捗に合わせて、見直しを進める。

- 2 新たに内閣官房及び内閣府が担う政策やそのために置かれる機関については、内閣官房又は内閣府がその任務に照らして引き続き担うべきものを除き、サンセット化又は一定期間経過後の見直しを基本とする。